

はじめに

「同性愛と法について大学院で研究したいと相談したら、『そんなイロモノは法学者がやることじゃないよ』って笑われた」。学部生の頃に研究者をめざしていた友人から聞いた話である。結局その友人は、社会学に専攻を変えて進学した。なぜセクシュアリティは法学研究の対象にならないのか。子どもは性行為の結果であることが多く、婚姻外の性行為は離婚原因となる。公的な書類ではいつも性別を問われるのに、人前で裸になれば警察が飛んでくる。法はすでにセクシュアリティを扱っているのに、なぜ一部のセクシュアリティを語ることは不適當なのか。本書はこれらの疑問への応答である。

2000年、当時大学院生だったメンバーを中心に、「性的マイノリティと法研究会」が設立された。編者3名は同研究会の主要メンバーとして活動してきた。就職のために東京を離れた後も、学術大会や市民活動などを通して接点を持ち続け、本書を企画するに至ったものである。

初回の編集会議から刊行まで約3年の月日を要してしまい、執筆者の方々には多大なご迷惑をおかけしてしまった。にもかかわらず、刊行まで辛抱強くおつきあいをいただき、原稿校正時には編者からのコメントや要望にも丁寧に応答いただいた。編集作業の遅延を改めてお詫び申し上げるとともに、本書に寄稿いただいたことに最大限の感謝を申し上げたい。また、無謀ともいえる企画の実現に向けて、懇切丁寧なご対応をいただいた法律文化社の上田哲平さんにも心から感謝申し上げます。

2017年9月

編者を代表して 谷口 洋幸